

新生児聴覚検査から療育まで
遅滞なく円滑に繋ぐための
事務処理マニュアル

令和3年8月
(令和5年3月改訂)

福岡県

目次

<u>はじめに</u>	・・・・・・・・・・ 1
<u>1 新生児聴覚検査の意義</u>	・・・・・・・・・・ 2
《用語解説》	・・・・・・・・・・ 3
<u>2 各関係機関の役割</u>	・・・・・・・・・・ 5
(1) 医療機関	
(2) 乳幼児聴覚支援センター	
(3) 療育機関	
(4) 市町村	
(5) 県	
<u>3 福岡県における新生児聴覚検査の流れ</u>	・・・・・・・・・・ 8
(1) 生後1か月頃まで	
(2) 生後3か月頃まで	
(3) 生後6か月頃まで	
(4) 他県で実施されたスクリーニング検査において要精密検査であった児を、 市町村等が把握した場合	
(5) 里帰り出産等で県内の医療機関を受診した児の情報管理について	
<u>4 関係機関一覧</u>	・・・・・・・・・・ 20
(1) 産科医療機関	
(2) 周産期母子医療センター（NICU等）	
(3) 精密検査機関	
(4) 乳幼児聴覚支援センター	
(5) 療育機関	
(6) その他関係機関	
(7) 市町村	
(8) 福岡県	
<u>5 様式</u>	・・・・・・・・・・ 28

はじめに

先天的に難聴のある方は 1,000 人に 1～2 人とされており、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる発達（言語、情緒、社会性等）への影響を最小限に抑えることができます。

このため、全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制を整備し、早期発見に努めるとともに、その後の療育に適切につなげる仕組み作りが求められています。

福岡県では、新生児の聴覚障がいを早期に発見し、支援を受けることができる体制づくりを図るため、平成 29 年度から県医師会、県産婦人科医会等の関係団体、有識者、市町村等で構成される「新生児聴覚検査体制整備検討会議」を開催し、検査体制の整備や関係機関との連携体制について検討を進めてきました。

そのなかで、県内では大半の産科医療機関において新生児聴覚検査ができる体制ができており、市町村においても、検査費用の公費負担や検査後のフォローアップの取組みが少しずつながら確実に進んでいるものの、市町村の取組みをより一層進めるためには、関係機関の連携体制を強化する必要があることなどの課題が明らかとなりました。

こういった状況を踏まえ、福岡県では「福岡県乳幼児聴覚支援センター」を開設し、関係機関と連携しながら、支援が必要な児の療育開始までのフォローアップ、保護者や関係機関からの相談対応、精度管理等を行い、聴覚障がいの早期発見・早期療育の支援体制を強化することといたしました。

本マニュアルは、検査や支援の流れを明確にし、支援が必要な児及び保護者へのフォローアップが関係機関連携のもとスムーズにできるよう作成いたしました。

関係機関の皆様にも有効に活用していただき、支援が必要な児が確実に支援につながることを切に願います。

1 新生児聴覚検査の意義

先天的に難聴のある子どもは、毎年 1,000 人に 1～2 人の割合で生まれてきており、これは他の先天性疾患と比べると非常に高い発生頻度といえます。先天性難聴に気づかないまましていると、言語発達やコミュニケーションの形成、情緒、社会性の発達にも影響を与えるため、難聴の早期発見・介入が望まれます。

こうした背景から 1990 年代より欧米諸国を中心に新生児聴覚検査が導入され、生後 1 か月までに新生児聴覚検査*、3 か月までに精密検査を実施し、6 か月までに療育開始という 1-3-6 ルールが提唱されるようになりました。我が国においても、新生児聴覚検査を行うことで難聴児が早期の療育に至る割合は 20 倍以上に上昇し、早期に療育を開始した場合、聴覚を活用してのコミュニケーションが可能となる確率は 3 倍以上に上昇することが報告されています（Kasai, 2012）。

* わが国において、産科医療機関で新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後 3 日以内に初回検査を実施、初回検査がリファー（要再検）のケースについては、おおむね生後 1 週間以内に確認検査を行うことが推奨されています。未受検者に関しては、遅くとも生後 1 か月までに受検できるよう勧奨を行うことが望ましいといえます。

先天性難聴の診断、療育は可及的速やかに行われることが望ましく、前述の 1-3-6 ルールに則り、早期からの聴覚活用や手話の使用によるスムーズなコミュニケーションを促すなど、児の状況に応じた適切な対処が必要となります。併せて、親子間のコミュニケーションを成立させるための手話の使用や、言語発達を促すための関わり方等の知識を保護者に提供し、保護者の育児不安を軽減することも重要です。

聞こえにくい子どもを早期に発見する新生児聴覚検査は、当該児の育成にとって極めて重要なものです。全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制を整備して先天性難聴児の早期発見に努めるとともに、その後の療育に適切につながる仕組み作りが求められています。

用語解説

- 自動 ABR（自動聴性脳幹反応） / OAE（耳音響放射検査）：
いずれも新生児聴覚検査で使用される検査機器。感度（見逃しの多少）や特異度（偽陽性の多少）に違いがあり、新生児聴覚検査においてはより精度の高い自動 ABR を使用することが望ましいとされる。
- パス：
検査時点では聴覚に異常が認められなかったこと。
- リファア（要再検）：
新生児聴覚検査の結果がパスでなく、再検査が必要なことを指す。産科医療機関・NICU 等における再検査（確認検査）を実施してもなお要再検となった場合、精密検査機関での再検査が必要となる。
- 要精密検査：
産科医療機関・NICU 等における再検査（確認検査）でもリファア（要再検）となり、精密検査機関での再検査が必要となること。
- 精密検査機関：
十分な設備と人員を備え、乳幼児の難聴を的確に判定できる施設。
精密聴力検査機関（難聴疑い児の最終診断を行い、療育・教育施設と連携しながら将来にわたって聴覚管理ができる医療施設）と、二次聴力検査機関（難聴疑い児について難聴の有無を診断し、精密聴力検査機関へ遅滞なく紹介できる医療施設）がある。
*（一社）日本耳鼻咽喉科学会がリストを公表している。
- ABR（聴性脳幹反応） / ASSR（聴性定常反応）：
自然睡眠でのスクリーニングと異なり、鎮静剤を用いた睡眠下に刺激音を聞かせて、頭皮上から得られる聴性電位変動をみる電気生理学検査。診断用の専用機器を用いて得られた波形から、左右別の反応閾値を決定する。
- BOA（聴性行動反応聴力検査）：
種々の音刺激を呈示し、乳幼児の聴性行動反応を観察することにより、聴覚閾値を評価する検査法。聴性行動としては、突然の音にビクッとする Moro 反射、眼瞼がギュッと閉じる眼瞼反射、眠っているときに突然大きな音がすると眼瞼が開く覚醒反射等を観察して、聴覚機能を評価する。
- 確定診断：
精密検査の結果、難聴の有無や程度などの診断がつくこと。

- 1-3-6 ルール：

生後1か月までに新生児聴覚検査、3か月までに精密検査を実施し、6か月までに療育開始という聴覚障がいの早期発見・早期支援（Early Hearing Detection and Intervention：EHDI）のガイドラインで提唱されている時間軸。

- 療育：

療育とは障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助すること。

「療育」の概念は、発展して「発達支援」とも呼ばれるが、厚生労働省は「児童発達支援」として、次のように定義している。「児童発達支援は、障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活および社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障がいの特性に応じた福祉的、心理的、教育的および医療的な援助である。」

（児童発達支援ガイドライン | 厚生労働省より引用）

- 療育機関（教育機関含む）（以下「療育機関」という。）：

聞こえにくい子ども（就学前）の療育ないし教育は、公的機関のほか、病院やクリニックも含め様々な機関で行われているが、本マニュアルでは主に、公的機関（市町村が設置する難聴児の療育が可能な児童発達支援センターと聴覚特別支援学校）を指す。制度的には前者は乳児から就学までの難聴児を受け入れることができるのに対し、聴覚特別支援学校幼稚部への入学は3歳以上に限られるが、教育相談として乳幼児期からの早期支援を行っている。

2 各関係機関の役割

(1) 医療機関

①産科医療機関、周産期母子医療センター（以下「NICU等」とする）

- ・産前及び産後に保護者に対して新生児聴覚検査の目的を説明し、保護者の同意が得られた児にスクリーニング検査（初回検査・確認検査）を実施します。
- ・検査の結果、「要精密検査」となった児（以下「要精密検査児」という。）を、精密聴力検査機関または二次聴力検査機関（以下「精密検査機関」という。）に紹介するとともに、当該児のスクリーニング検査結果・紹介先精密検査機関等の情報を、福岡県乳幼児聴覚支援センター（以下「センター」という。）に報告します。
- ・センターが実施する精度管理調査等に協力するほか、センターが開催する研修会に参加し、検査や保護者への対応に必要な知識や技術の習得に努めます。

②精密検査機関（精密聴力検査機関及び二次聴力検査機関）

- ・要精密検査児の初回受診後、児が受診したことをセンターに報告します。
- ・精密検査を実施し、確定診断を行います。
- ・検査後、必要に応じて児に医療を提供するとともに、療育が必要な児を、療育機関に紹介します。
- ・紹介された要精密検査児全員の精密検査結果・転帰（紹介先療育機関含む）等の情報を、センターに報告します。

(2) 乳幼児聴覚支援センター

本県の新生児聴覚検査体制の中心となるセンターです。ア) 支援が必要な児の療育開始までのフォローアップ、イ) 相談支援、ウ) 産科医療機関・NICU等における検査の精度管理、エ) 研修会の開催等を行います。

ア) 支援が必要な児の療育開始までのフォローアップ

- ・産科医療機関・NICU等から、要精密検査児のスクリーニング検査結果・紹介先精密検査機関等の情報を受理し、市町村に提供します。
- ・精密検査機関から、要精密検査児が受診した旨の情報を受理し、市町村に提供します。また、受診の報告がない児を抽出し、市町村に受診勧奨を依頼するとともに、勧奨状況を把握します。
- ・精密検査機関から、要精密検査児の精密検査結果・転帰等の情報を受理し、市町村及び産科医療機関・NICU等に提供します。また、結果の報告がない児等を抽出し、精密検査機関に照会します。
- ・療育機関から、当該療育機関に来所した児の療育方針に係る情報を受理し、市町村に提供します。また、療育機関からの報告がない児を抽出し、生後6か月までに療育機関に行くよう保護者を支援します。

イ) 相談支援

- ・子どもの聞こえに不安を持つ保護者等からの相談に対応します。
- ・各関係機関（市町村、医療機関、療育機関等）の相談対応、助言を行います。

《相談窓口》

設置場所：福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

TEL：092-402-2673 FAX：092-415-3126

ホームページ：

<https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/fmc/service/nyuyouji-choukaku-shien-center.asp>

メールアドレス：fmc.choukaku@fukuoka.med.or.jp

受付時間：月、水、金（年末年始・祝日を除く） 10：00～16：00

ウ) 産科医療機関・NICU等における検査の精度管理

- ・産科医療機関・NICU等の精度管理を行う新生児聴覚検査精度管理委員会（以下「精度管理委員会」という。）を設置します。
- ・産科医療機関・NICU等に対し、精度管理のための調査を実施します。
- ・精度管理委員会において調査結果を評価し、必要に応じて個別指導を行います。

エ) 研修会の開催

- ・産科医療機関・NICU等の検査担当者等を対象とした検査精度向上等のための研修会を開催します。

(3) 療育機関

- ・ 児に療育を提供します。
- ・ 紹介された児全員の療育方針をセンターに報告します。

(4) 市町村

あらゆる母子保健事業の機会を捉え、検査・相談窓口の周知を図るとともに、支援が必要な児に対し、状況確認・相談対応等の支援を継続して行います。

- ・ 母子健康手帳交付時、両親学級等様々な機会を活用し、新生児聴覚検査の意義、センターの相談窓口等について周知を図ります。
- ・ 新生児訪問、乳児家庭全戸訪問等の機会に母子健康手帳を確認し、スクリーニング検査受検の有無、検査結果を把握するとともに、検査未受検児に対し、受検を勧奨します。
- ・ センターから要精密検査児に係る情報（産科医療機関・NICU等、精密検査機関、療育機関等からの情報）を受理します。
- ・ センターから精密検査機関への受診勧奨依頼があった児に対し、受診を勧奨するとともに、勧奨したことをセンターに報告します。
- ・ 療育が必要な児に対しては、障がい・教育部門やセンターと連携して支援します。

(5) 県

① 県健康増進課

- ・ 検査から療育まで遅滞なく円滑に繋ぐことができるよう、新生児聴覚検査体制整備検討会議において、現状の把握や課題の整理を行います。
- ・ センター、市町村、各関係団体等と連携しながら、県内の検査体制・支援体制の充実に努めます。
- ・ 新生児聴覚検査の意義、センター（相談窓口）等を周知するためのリーフレット等を作成・配布し、普及啓発を図ります。
- ・ 県内全市町村で公費負担が導入されるよう、公費負担未実施市町村に対し働きかけます。

② 保健所

- ・ 市町村からの求めに応じ、保護者等への個別支援をサポートします。
- ・ 管内市町村の公費負担実施状況を把握するとともに、未実施市町村に対し、公費負担の導入について働きかけを行います。

3 福岡県における新生児聴覚検査の流れ

新生児聴覚検査は子どもの難聴を早く発見し、早期に支援に繋げることを目的に行うものであり、1-3-6 ルールの徹底が極めて重要です。補聴器などが必要な程度の先天性聴覚障がいがある場合には、生後6か月までに療育に繋げることが、音声言語、手話を習得するためには必要であり、そのためには生後1か月以内の新生児聴覚検査の実施と、3か月までの精密検査実施が望まれます。

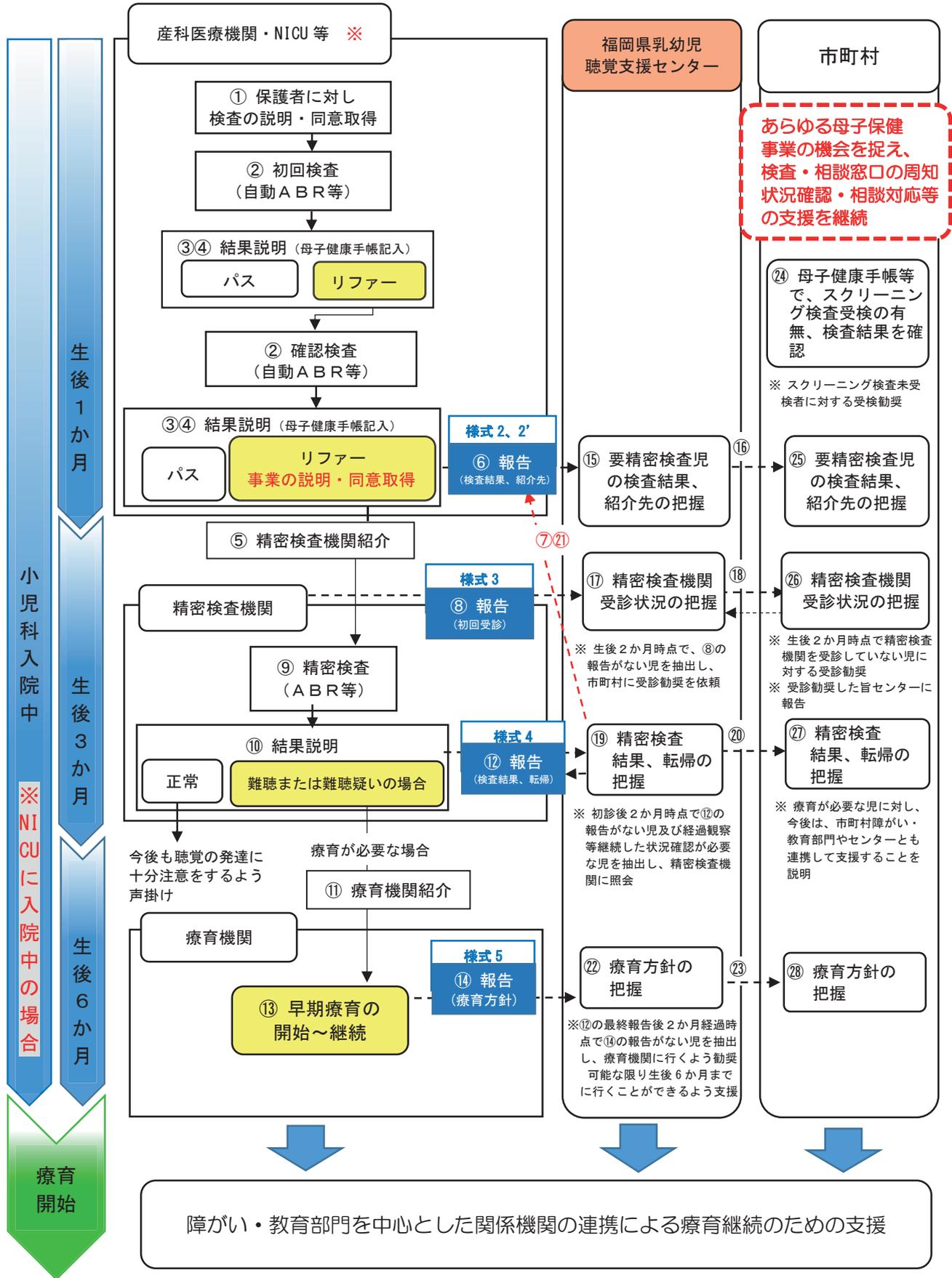
* 合併症等のお子さんの状況により、生存のための治療が優先されるなど、早期に検査が実施できない場合もあります。

全ての新生児に対して新生児聴覚検査を実施し、何らかの異常（疑いを含む）が発見された子どもを精密検査やその後の療育に確実に繋げるためには、市町村の保健師を中心としたきめ細やかな支援と、それを実現するための体制整備が不可欠です。

本県における新生児聴覚検査から確定診断、その後の療育までの流れは、図1のとおりです。

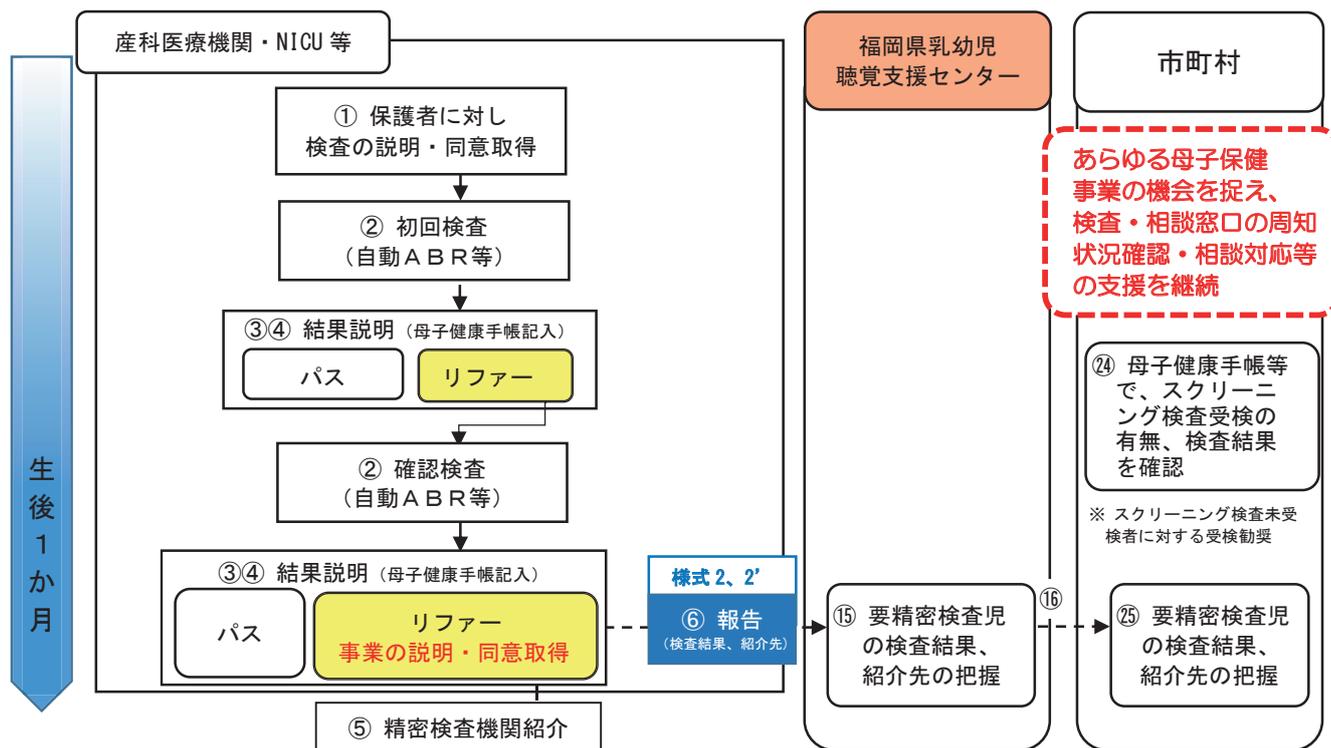
この章では、1-3-6 ルールに則り、期間毎に各関係機関が実施すべき事項について説明します。

図1 新生児聴覚検査の情報の流れ



※NICU等に入院している場合は、全身状態が落ち着いてから退院までの間に検査を実施しますので、1-3-6ルールに則らない場合があります。

(1) 生後1か月頃まで



【産科医療機関・NICU等】

① 保護者に対し、検査の説明・同意取得

保護者に対し、「お子さんの耳のきこえ（聴覚）の検査を受けましょう」（別紙1）等を用いて新生児聴覚検査について説明（※1）し、検査を希望される保護者から、検査の同意を取得します。

※1 保護者に説明すべき内容

- ✓ 検査の目的（特に、新生児聴覚検査は精密検査の必要性を判定するためのものであり、難聴の有無を判定するものではないこと）
- ✓ 発見される難聴の頻度、早期発見・早期支援の重要性
- ✓ 検査の方法、検査の非侵襲性
- ✓ 検査結果が「リファー（要再検）」時の対応、ロードマップ

② スクリーニング検査（初回検査・確認検査）

生後3日以内に、初回検査を行います。

→結果が両耳ともパスであれば、終了です。

→片耳あるいは両耳がリファーマーの場合は、退院までの概ね1週間以内（初回検査とは別日）に確認検査（再検査）を行います。

* 他機関に依頼する等の理由で上記より遅いタイミングで実施する場合においても、要精密検査児が生後3か月頃までに精密検査機関を受診できるよう、少なくとも生後1か月までに実施する必要があります。

※難聴のハイリスク児は、個々の病状によって実施時期の考慮が必要なため、1-3-6ルールに則らない場合があります。

③④ 結果説明・事業の同意取得・母子健康手帳記入

検査機器から出力された検査結果のコピーを、母子健康手帳の検査の記録欄に貼付します。

保護者に対し、検査結果を伝えます（※2）。

また、要精密検査児の保護者に対しては、「お子さんの耳のきこえ（聴覚）の検査を受けましょう」（別紙1）の裏面及び「新生児聴覚検査結果のお知らせ」（別紙2）を用いて事業（データの取扱い）について説明し、複写式の「新生児聴覚検査結果等情報共有同意書」（以下「同意書」という。）（様式1）により支援のための情報共有に対する同意を取得するとともに、専門的な相談支援を行うセンターの相談窓口を案内します。

※2 検査結果の説明にあたって

「パス」と判定された場合

- ✓ 検査時点では聴覚に異常が認められなかったことを意味します。
- ✓ 一方で、その後の成長過程で発症する流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）や中耳炎のり患による難聴や、遅発性・進行性難聴等は、この時点では発見できないため、「きこえと言葉の発達チェックリスト」（別紙3）を渡し、新生児聴覚検査を「パス」した場合でも、その後の聴覚の発達等に注意することを保護者に十分説明しておくことが必要です。
- ✓ また、ハイリスク因子（極低出生体重児、重症仮死、聴覚障がい合併が知られている先天性異常症候群等）を持つ子どもの場合は、スクリーニング検査で「パス」の場合も、3歳までは定期的に聴覚検査を受けることを促します。

「リファー（再検査）」と判定された場合

- ✓ 保護者への説明は特に配慮が必要であるため、医師や助産師等によって行われます。聴覚スクリーニング検査でリファーであることを、十分な寄り添いの気持ちを持ってご説明ください。
- ✓ 特に確認検査で「リファー（再検査）」の場合、「反応は不十分であるが、偽陽性のこともあり、難聴があるか否かは現時点では不明であるので、できるだけ早く精密検査を受けることが必要」であることを保護者に説明します。この際、適切な精密検査機関の紹介が行われることが非常に大切です。
- ✓ また、確認検査から精密検査の実施までの間、「難聴の疑い」として放置されることは、しばしば保護者に多大な心理的苦痛を与えます。このため、結果の十分な説明を行い、疑問に丁寧に応えらるとともに、極力迅速に精密検査の受診を促します。また、不安が募った時に改めて相談できる乳幼児聴覚支援センター等の相談先の紹介も重要となります。

⑤ 精密検査機関紹介

確認検査においても片耳あるいは両耳がリファーであった児（以下「要精密検査児」という。）を、精密検査機関リスト（25ページ）に掲載されている医療機関に紹介します。

その際、③④で取得した4枚複写式の同意書（様式1）のうち、1枚（保護者控）を保護者に手渡し、1枚（産科医療機関・NICU等控）を保管、残りの2枚（精密検査機関控、療育機関控）及び検査結果のコピーを、診療情報提供書に同封します。

また、必要に応じ予約を取る等、児が受診しやすいよう支援します。

⑥ センターへの報告

要精密検査児の基本情報・検査結果・紹介先精密検査機関等の情報を、「産科医療機関・NICU等の医師のみなさまへ」（様式2）または「新生児聴覚検査要精密検査児連絡票」（様式2'）を用い、メール若しくは事前に配付されている料金受取人払用封筒にて、速やかに（可能な限り2～3日のうちに）センターへ報告します。

* 公費負担実施市町村に居住する児については、報告先がセンターと市町村（請求先）の2か所になりますので、ご注意ください。

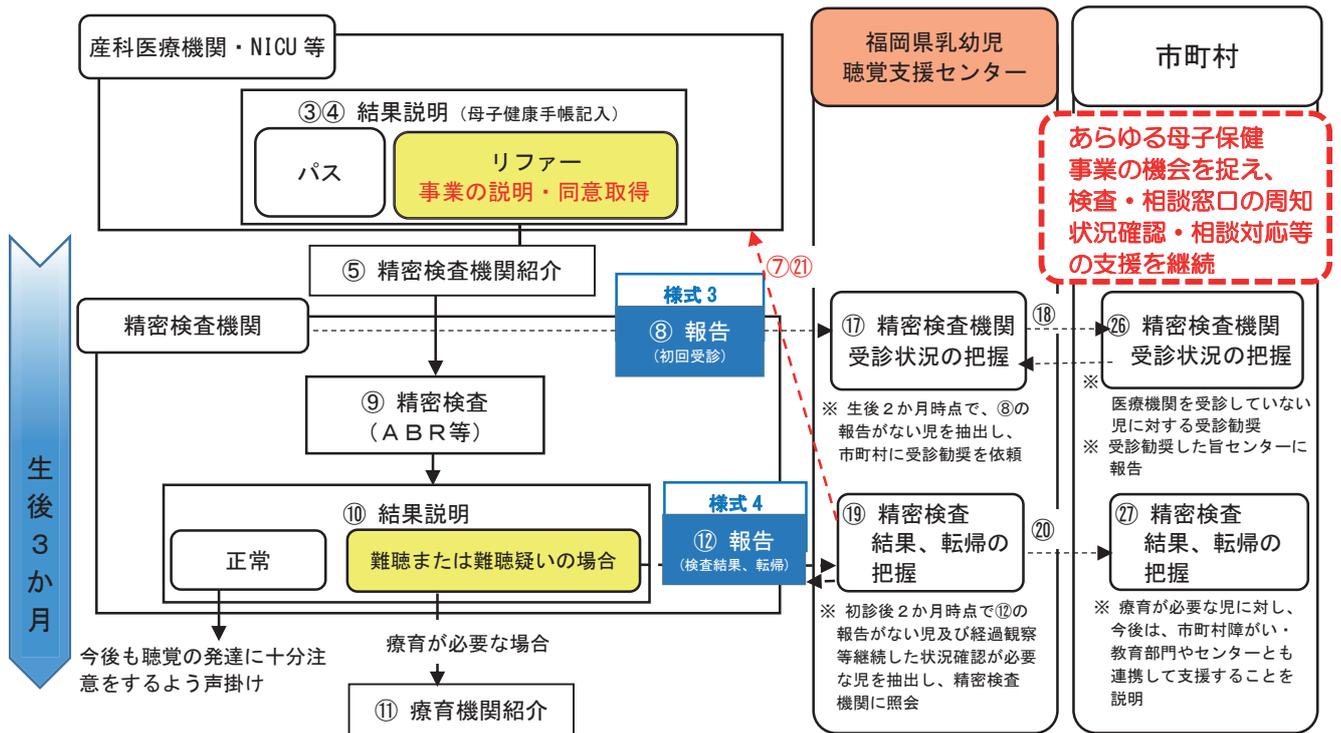
【乳幼児聴覚支援センター】

- ⑮ 要精密検査児のスクリーニング検査結果・紹介先等の把握
産科医療機関・NICU 等から、⑥要精密検査児の基本情報・検査結果・紹介先精密検査機関等の情報を受理し、要精密検査児台帳に入力します。
- ⑯ 要精密検査児のスクリーニング検査結果・紹介先等の情報を、市町村に提供
産科医療機関・NICU 等から受理した⑥要精密検査児の基本情報・検査結果・紹介先精密検査機関等の情報を、速やかに市町村に提供します。

【市町村】

- ⑳ 母子健康手帳等で、スクリーニング検査受検の有無、検査結果を確認
新生児訪問、乳児家庭全戸訪問等の機会に母子健康手帳を確認し、スクリーニング検査受検の有無、検査結果を把握します。
未受検児を把握した場合は、できるだけ早いタイミングで受検するよう勧奨します。
- ㉑ 要精密検査児の検査結果、紹介先等の把握
センターから提供された⑯要精密検査児の基本情報・検査結果・紹介先精密検査機関等の情報を把握し、今後の状況確認や相談対応等に備えます。

(2) 生後3か月頃まで



【産科医療機関・NICU等】

⑦ 要精密検査児の精密検査結果・転帰等の把握

センターから、⑫要精密検査児の精密検査の結果・診断結果・転帰（紹介先療育機関含む）等の情報を受理し、精度管理を行います。

【精密検査機関（精密聴力検査機関及び二次聴力検査機関）】

⑧ 要精密検査児が受診した旨、センターへ報告

産科医療機関・NICU等からの診療情報提供書に同封された同意書（様式1）の写し（精密検査機関控、療育機関控）を確認の上、要精密検査児の初回受診後、児が受診したことを、「精密検査機関受診報告書」（様式3）を用い、メール若しくは事前に配付されている料金受取人払用封筒にて、センターへ速やかに（可能な限り2～3日のうちに）報告します。

* 初診後、改めて精密検査の予約を取る精密検査機関も多いと思われます。まずは、受診した旨及び精密検査の予約日を、センターへお知らせください。

⑨ 精密検査

ABRあるいはASSRなどの他覚的検査と、BOA等の幼児聴力検査を組み合わせた精密検査を実施し、確定診断と今後の方針を決定します。

* 新生児期から乳児期の聴覚の評価は、専門的な技術を要し、結論が出るまでの時間を要する場合があります。また、検査の結果によっては何度か検査を繰り返すことで難聴の有無を判断する必要があるため、時間がかかる可能性があります。数か月以内に、もう一度精密検査をやり直すこともあります。

⑩ 結果説明

保護者に対し、精密検査の結果・診断結果・今後の方針（定期的な経過観察でよい、医療が必要、療育が必要等）について説明します。

⑪ 療育機関紹介

療育が必要と判断した児を、療育機関リスト（26ページ）に掲載されている療育機関に紹介します。

その際、産科医療機関・NICU等からの診療情報提供書に同封された同意書（様式1）の写し2枚のうち、1枚（精密検査機関控）を保管し、1枚（療育機関控）を療育機関に渡すよう保護者に対し説明します。（診療情報提供書等を渡される場合は、同封していただいて構いません。）

また、必要に応じ予約を取る等、児が受診しやすいよう支援します。

⑫ センターへの報告

紹介された要精密検査児全員について、療育の要否に拘らず、精密検査の結果・診断結果・転帰（紹介先療育機関含む）の情報を、「精密検査結果報告書」（様式4）を用い、メール若しくは事前に配付されている料金受取人払用封筒にて、センターへ速やかに（可能な限り2～3日のうちに）報告します。

【乳幼児聴覚支援センター】

⑬ 要精密検査児の精密検査機関受診状況の把握

精密検査機関から、⑧要精密検査児が受診した旨の報告を受取り、要精密検査児台帳に入力します。

⑱ 要精密検査児の精密検査機関受診状況を市町村に情報提供

精密検査機関から受理した⑧要精密検査児が受診した旨の情報を、速やかに市町村に提供します。

また、要精密検査児台帳を確認し、生後2か月時点で⑧受診の報告がない児を抽出し、市町村に受診勧奨を依頼します。併せて、市町村から、勧奨状況の報告を受理し、要精密検査児台帳に入力します（以降毎月）。

依頼の際は、市町村が、保護者の気持ちに寄り添いながら受診を勧奨できるよう、助言します。

⑲ 要精密検査児の精密検査結果・転帰等の把握

精密検査機関から、⑫要精密検査児の精密検査の結果・診断結果・転帰（紹介先療育機関含む）等の情報を受理し、要精密検査児台帳に入力します。

⑳ 要精密検査児の精密検査結果・転帰等の情報を、市町村に提供

精密検査機関から受理した⑫要精密検査児の精密検査の結果・診断結果・転帰（紹介先療育機関含む）等の情報を、速やかに市町村に提供します。

また、要精密検査児台帳を確認し、初診後2か月時点で転帰の報告がない児及び経過観察等継続した状況確認が必要な児を抽出し、精密検査機関に照会します（以降毎月）。

㉑ 要精密検査児の精密検査結果・転帰等の情報を、紹介元産科医療機関・NICU等に提供

産科医療機関・NICU等における検査の精度向上に資するため、⑫要精密検査児の精密検査の結果・診断結果・転帰（紹介先療育機関含む）等の情報を、紹介元の産科医療機関・NICU等に提供します。

【市町村】

㉒ 要精密検査児の精密検査機関受診状況の把握

センターから提供された⑱要精密検査児の受診状況を把握します。

また、センターから依頼された精密検査機関未受診児に対し、保護者の不安に寄り添いつつ必要な情報を提供できるよう、センターと連携をとりながら受診を勧奨（※3）するとともに、勧奨したことをセンターに報告します。

※3 精密検査を受診していない理由とそれぞれの対応方法（想定）

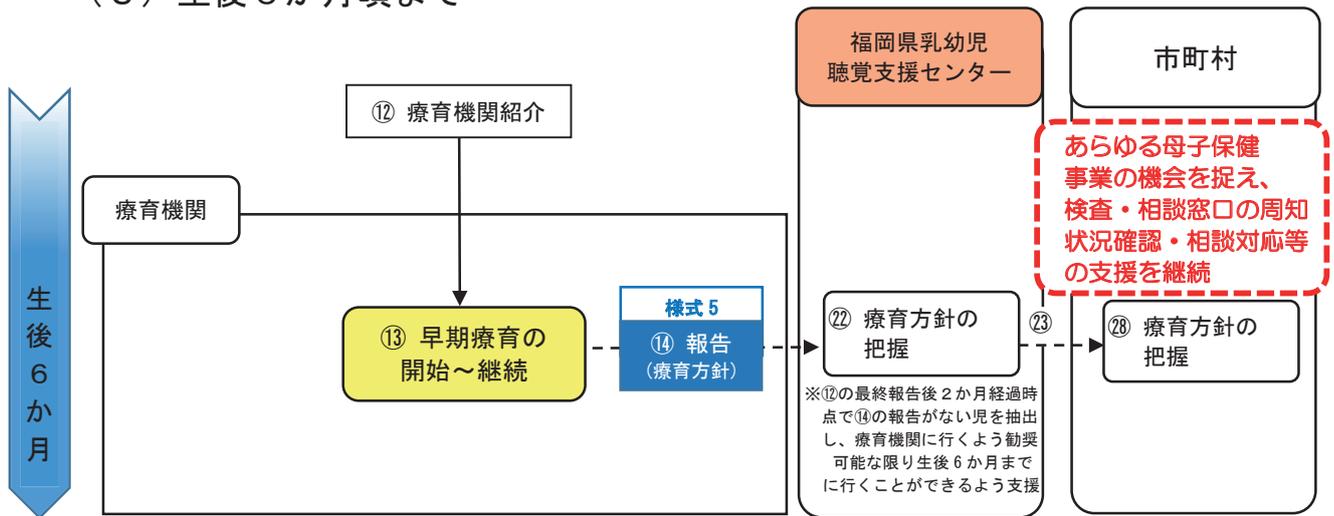
- ✓ 検査結果や精密検査受診の重要性についての、保護者の認識不足
 - 改めて、精密検査の重要性（及び、もしきこえに異常があったとしても、早い時期から適切な医療や支援を行うことで、子どもの発達を促せること）を伝え、遅くとも生後3か月までの受診を促す。
- ✓ 適切な精密検査機関が紹介されていないケース（精密検査機関以外の医療機関を受診し、保護者は適切な対応を取っている認識でいる場合もある）
 - 適切な精密検査機関の情報を提供し、受診を勧める。必要に応じて、乳幼児聴覚支援センターの相談窓口を紹介する。
 - 検査を実施した産科医療機関・NICU等へも、適切な精密検査機関の紹介がなされていない旨をフィードバックする。
- ✓ 保護者の心理的理由等から、精密検査を受けないまま時が経過してしまうケース
 - 保護者の不安に寄り添い、心理的な支援を行いながら、精密検査の重要性（及び、もしきこえに異常があったとしても、早い時期から適切な医療や支援を行うことで、子どもの発達を促せること）を伝え、少しでも早い受診に繋がるよう支援する。
 - 必要に応じて、より専門的な相談支援が可能な乳幼児聴覚支援センターの相談窓口を紹介する。
- ✓ 精密検査を受けようにもなかなか予約が取れないケース
 - 確定診断までの待ち時間が長くなり、保護者にとってつらい時間が継続するため、保護者の不安に寄り添い、心理的な支援を行う。
 - 必要に応じて、より専門的な相談支援が可能な乳幼児聴覚支援センターの窓口につなげる。

②7 要精密検査児の精密検査結果・転帰等の把握

センターから提供された②0要精密検査児の精密検査の結果・診断結果・転帰（紹介先療育機関含む）等の情報を把握し、今後の状況確認や相談対応等に備えます。

また、療育が必要となる児に対し、今後は、障がい・教育部門やセンターとも連携して支援することを説明します。

(3) 生後6か月頃まで



【療育機関】

⑬ 療育方針の決定、療育の開始・継続

精密検査機関から紹介された児の療育方針を決定し、療育を開始します。

⑭ センターへの報告

保護者から渡された（精密検査機関からの診療情報提供書に同封された）同意書（様式1）の写し（療育機関控）を確認の上、保管し、精密検査機関から紹介された児の療育方針を、「療育方針報告書」（様式5）を用い、メール若しくは事前に配付されている料金受取人払封筒にて、センターへ速やかに（可能な限り2～3日のうちに）報告します。

【乳幼児聴覚支援センター】

⑰ 療育方針の把握

療育機関から、⑭療育方針に係る報告を受理し、要精密検査児台帳に入力します。

⑱ 療育方針を、市町村に情報提供

療育機関から受理した⑭療育方針を、速やかに市町村に情報提供します。

また、⑫要精密検査児の精密検査の結果・診断結果・転帰（紹介先療育機関含む）等の最終報告後2か月経過時点で、⑭療育方針の報告がない児を抽出し、センターから、直接受診勧奨を行います。勧奨にあたっては、可能な限り、生後6か月までに受診できるよう支援します。

【市町村】

⑳ 療育方針の把握

センターから提供された㉒療育方針を把握し、今後の状況確認や相談対応等に備えます。

（４）他県で実施されたスクリーニング検査において要精密検査であった児を、市町村等が把握した場合

市町村が、乳児家庭全戸訪問等の母子保健事業の際に、他県で実施されたスクリーニング検査において要精密検査であった児を把握した場合は、スクリーニング検査の結果に加え、９ページフロー図のどの段階まで進んでいるか（既に療育機関に繋がっている、まだ精密検査機関を受診していない等）を確認し、保護者の同意を得た上で、センターに状況を報告します（他機関が把握した場合も同様）。

センターは、市町村から得た情報を要精密検査児台帳に入力し、個々の状況に合わせた管理を行います。

（５）里帰り出産等で県内の医療機関を受診した児の情報管理について

里帰り出産等、他県に住民票があり、福岡県内の医療機関を受診した児については、医療機関等からセンターへの報告は不要です。医療機関等については、必要に応じて、保護者の同意を得た上で、紹介先医療機関へ情報提供を行うとともに、保護者には居住先の市町村へ連絡することを促します。

4 関係機関一覧

(1) 産科医療機関

(新生児聴覚スクリーニング検査を行う分娩取扱医療機関)

(令和5年2月現在)

地区		機関名	郵便番号	所在地	電話番号
福岡地区	1	福岡市立こども病院 産科	813-0017	福岡市東区香椎照葉 5-1-1	092-682-7000
	2	医療法人 青葉レディース クリニック	813-0036	福岡市東区若宮 5- 18-21	092-663-8103
	3	真田産婦人科麻酔科クリ ニック	813-0044	福岡市東区千早 6-6- 16	092-681-0175
	4	九州大学病院 総合周産 期母子医療センター	812-8582	福岡市東区馬出 3-1- 1	092-641-1151
	5	そらレディースクリニック	811-0213	福岡市東区和白丘 2- 2-45	092-605-3511
	6	嘉村産婦人科医院	812-0873	福岡市博多区西春町 1-7-14	092-581-0441
	7	千鳥橋病院	812-0044	福岡市博多区千代 5- 18-1	092-641-2761
	8	森下産婦人科医院	812-0025	福岡市博多区店屋町 8-10	092-291-0328
	9	医療法人ガーデンヒルズ ウィメンズクリニック	810-0033	福岡市中央区小笹 5- 15-21	092-521-7500
	10	はちすが産婦人科小児科 医院	810-0005	福岡市中央区清川 3- 20-9	092-531-0282
	11	東野産婦人科医院	810-0045	福岡市中央区草香江 2-2-17	092-731-3871
	12	九州医療センター 産婦人科	810-8563	福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700
	13	浜の町病院 産婦人科	810-8539	福岡市中央区長浜 3- 3-1	092-721-0831
	14	産科・婦人科井樋病院	810-0022	福岡市中央区薬院 4- 15-6	092-521-2355
	15	椎名マタニティクリニック	811-1345	福岡市南区向新町 1- 6-22	092-403-1188
	16	福岡赤十字病院産婦人科	815-8555	福岡市南区大楠 3-1- 1	0570-03-1211
	17	医療法人渋谷レディース クリニック	815-0082	福岡市南区大楠 3- 18-18	092-521-6674
	18	福岡大学医学部産婦人科	814-0180	福岡市城南区七隈 7- 45-1	092-801-1011
	19	古野セントマリアクリニ ック	814-0123	福岡市城南区長尾 3- 10-23	092-512-8181
	20	松口レディースクリニック	814-0163	福岡市早良区干隈 3- 14-1	092-861-5109
	21	福岡山王病院	814-0001	福岡市早良区百道浜 3-6-45	092-832-1100

福岡 地区	22	竹内産婦人科クリニック	814-0171	福岡市早良区野芥 7-1-30	092-864-8080
	23	長野産婦人科クリニック	819-0379	福岡市西区北原2-8-5	092-807-2022
	24	福岡バースクリニック	819-0006	福岡市西区姪浜駅南3-18-21	092-883-0530
	25	池田功産婦人科	819-0043	福岡市西区野方 1-2-25	092-811-7778
	26	ながかわ産婦人科医院	818-0061	筑紫野市紫 1-25-5	092-922-3164
	27	西尾産婦人科医院	818-0061	筑紫野市紫 4-1-10	092-928-1103
	28	城野産婦人科クリニック	816-0852	春日市一の谷 2-8-1	092-584-1103
	29	福岡徳洲会病院産婦人科	816-0864	春日市須玖北4-5	092-573-6622
	30	まなべ産婦人科	816-0923	大野城市雑餉隈町 1-7-17	092-571-4307
	31	医療法人天信会 あまがせ産婦人科	816-0941	大野城市東大和 1-14-6	092-572-5503
	32	牛島産婦人科医院	818-0125	太宰府市五条 2-23-8	092-921-2511
	33	マミーズクリニックルナ	811-1254	那珂川市道善 2-69	092-952-1779
	34	産科・婦人科 愛和病院	811-3101	古賀市天神 5-9-1	092-943-3288
	35	医療法人道生会山崎産婦人科小児科医院	811-2128	糟屋郡宇美町宇美中央 1-2-13	092-933-8000
	36	藤産婦人科医院	811-2417	糟屋郡篠栗町中央 4-15-12	092-947-0358
	37	権丈産婦人科医院	811-2202	糟屋郡志免町志免 3-2-14	092-935-0505
	38	医療法人養真堂 産婦人科 筑紫クリニック	811-2244	糟屋郡志免町志免中央 3-1-30	092-936-3939
	39	ゆいレディースクリニック	811-2307	糟屋郡粕屋町原町 5-12-1	092-939-3517
	40	馬渡産婦人科医院	819-1113	糸島市前原 1031	092-322-2198
	41	あさの葉レディースクリニック	811-4184	宗像市くりえいと 2-3-45	0940-35-4103
42	医療法人 宗像セントラルクリニック	811-3416	宗像市宮田 2-11-10	0940-35-7800	
43	石田レディースクリニック	811-3211	福津市有弥の里 2-10-17	0940-35-8080	
北九州 地区	44	末永産婦人科麻酔科医院	801-0852	北九州市門司区港町 6-15	093-321-2453
	45	いわさクリニック	800-0038	北九州市門司区大里原町 10-10	093-371-1131
	46	濱口産婦人科クリニック	803-0841	北九州市小倉北区清水 2-14-20	093-561-0776
	47	産科・婦人科・麻酔科 足立クリニック	802-0042	北九州市小倉北区足立 2-3-39	093-922-2020
	48	健和会大手町病院 産婦人科	803-0814	北九州市小倉北区大手町 13-1	093-592-5511

北九州 地区	49	北九州総合病院 産婦人科	802-8517	北九州市小倉北区東城 野町 1-1	093-921-0560
	50	北九州市立医療センター 産婦人科	802-8561	北九州市小倉北区馬借 2-1-1	093-541-1831
	51	小倉医療センター 産婦人科	802-8533	北九州市小倉南区春ヶ 丘 10-1	093-921-8881
	52	九州労災病院産婦人科	800-0296	北九州市小倉南区曾根 北町 1-1	093-471-1121
	53	みちおかレディースクリ ニック	802-0974	北九州市小倉南区徳力 2-22-28	093-963-0317
	54	幸の鳥医院	802-0979	北九州市小倉南区徳力 新町 1-20-16	093-962-1113
	55	医療法人博友会 本田ク リニック	805-0015	北九州市八幡東区荒生 田 3-3-28	093-651-2274
	56	産業医科大学病院 産婦人科	807-8556	北九州市八幡西区医生 ヶ丘 1-1	093-603-1611
	57	九州病院 産婦人科	806-8501	北九州市八幡西区岸の 浦 1-8-1	093-641-5111
	58	大塚産婦人科クリニック	807-0803	北九州市八幡西区千代 ヶ崎 2-2-11	093-603-8811
	59	荒牧産婦人科医院	807-0815	北九州市八幡西区本城 東 5-5-3	093-692-0303
	60	エンゼル病院 産婦人科	807-0828	北九州市八幡西区友田 1-11-1	093-601-3511
	61	桑原産婦人科医院	809-0034	中間市中間 3-5-5	093-245-0052
	62	しんもと産婦人科	824-0001	行橋市行事 7-7-2	0930-22-0818
63	内田産婦人科医院	824-0031	行橋市西宮市 5-1-10	0930-23-0155	
64	立野レディースクリニッ ク	824-0005	行橋市中央 1-12-12	0930-22-0715	
筑豊 地区	65	田中産婦人科クリニック	822-0002	直方市大字頓野 1027	0949-26-8868
	66	産婦人科・麻酔科すどう クリニック	820-0017	飯塚市菰田西 1-4-22	0948-22-2347
	67	飯塚病院 産婦人科	820-8505	飯塚市芳雄町 3-83	0948-22-3800
	68	田中クリニック	820-0042	飯塚市本町 17-12	0948-22-3280
	69	有松病院	820-0206	嘉麻市鴨生 824	0948-42-1108
	70	社会保険田川病院 産婦人科	826-8585	田川市上本町 10-18	0947-44-0460
	71	田川市立病院産婦人科	825-8567	田川市大字糺 1700- 2	0947-44-2100
筑後 地区	72	久留米大学病院	830-0011	久留米市旭町 6 7	0942-35-3311
	73	産科婦人科宮原クリニッ ク	839-0863	久留米市国分町 1159-2	0942-22-3011
	74	産科婦人科 渡辺レディ ースクリニック	839-0863	久留米市国分町 224- 15	0942-21-1103
	75	いづみレディースクリニッ ク	839-0865	久留米市新合川 2-8- 33	0942-45-2300

筑後地区	76	医療法人産科・婦人科みやしまクリニック	830-0074	久留米市大善寺町夜明397-1	0942-51-3188
	77	とみおかレディースクリニック	830-0023	久留米市中央町 8-39	0942-39-6678
	78	産科婦人科 田崎クリニック	830-0027	久留米市長門石 2-8-5	0942-33-7227
	79	福井レディースクリニック	830-0047	久留米市津福本町1620-1	0942-39-2288
	80	聖マリア病院 産婦人科	830-8543	久留米市津福本町422	0942-35-3322
	81	産科婦人科 深川レディースクリニック	839-1233	久留米市田主丸町田主丸1-28	0943-72-1122
	82	河田産婦人科	830-0048	久留米市梅満町 955-1	0942-32-2502
	83	松隈産婦人科クリニック	838-0141	小郡市小郡 1504-8	0942-73-3511
	84	医療法人さとう産婦人科	838-0102	小郡市津古 1210	0942-75-5366
	85	医療法人 富田産婦人科医院	838-0068	朝倉市甘木 1979-8	0946-22-2234
	86	村尾産婦人科クリニック	836-0044	大牟田市古町 1-2	0944-56-3648
	87	河野産婦人科医院	836-0845	大牟田市正山町 148-1	0944-54-9710
	88	東原産婦人科医院	837-0906	大牟田市倉永 1672-3	0944-58-1025
	89	大牟田市立病院 産婦人科	836-8567	大牟田市宝坂町 2-19-1	0944-53-1061
	90	立花レディースクリニック	832-0824	柳川市三橋町藤吉530-11	0944-73-2012
	91	公立八女総合病院産婦人科	834-0034	八女市高塚 540-2	0943-23-4131
	92	池田レディースクリニック	834-0063	八女市本村 56-3	0943-23-5555
	93	藤本産婦人科小児科	834-0031	八女市本町 527	0943-23-2733
	94	小林レディースクリニック	833-0027	筑後市水田 993-1	0942-53-0012
95	高木病院 産婦人科	831-0016	大川市酒見 141-11	0944-87-0001	
助産所	96	にじいろ助産院	811-3203	福津市本木 1230-4	090-2589-0514
	97	吉崎助産院	830-0226	久留米市城島町西青木576-1	0942-62-3030
	98	九州バースセンター 姥が懐	807-0141	遠賀郡芦屋町山鹿 852-77	093-701-8103

(2) 周産期母子医療センター (NICU 等)

総合周産期母子医療センター	1	九州大学病院	812-8582	福岡市東区馬出 3-1-1	092-641-1151
	2	福岡大学病院	814-0180	福岡市城南区七隈 7-45-1	092-801-1011
	3	北九州市立医療センター	802-8561	北九州市小倉北区馬借町 2-1-1	093-533-8693
	4	産業医科大学病院	807-8556	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1	093-603-1611
	5	飯塚病院	820-8505	飯塚市芳雄町 3-83	0948-22-3800
	6	久留米大学病院	830-0011	久留米市旭町 6 7	0942-35-3311
	7	聖マリア病院	830-8543	久留米市津福本町 422	0942-35-3322
地域周産期母子医療センター	8	福岡市立こども病院	813-0017	福岡市東区香椎照葉 5-1-1	092-682-7000
	9	九州医療センター	810-8563	福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700
	10	福岡徳州会病院	816-0864	春日市須玖北 4-5	092-573-6622
	11	小倉医療センター	802-8533	北九州市小倉南区春ヶ丘 10-1	093-921-8881
	12	九州病院	806-8501	北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1	093-641-5111
その他高次	13	福岡山王病院 (NICU)	814-0001	福岡市早良区百道浜 3-6-45	092-832-1100

(3) 精密検査機関

《精密聴力検査機関》

	機関名	郵便番号	所在地	電話番号
1	北九州市立総合療育センター 耳鼻咽喉科	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘 10-4	093-922-5596
2	福岡市立こども病院 耳鼻いんこう科	813-0017	福岡市東区香椎照葉 5-1-1	092-682-7000
3	九州大学病院 耳鼻咽喉・頭頸部外科	812-8582	福岡市東区馬出 3-1-1	092-641-1151
4	福岡大学病院 耳鼻咽喉科	814-0180	福岡市城南区七隈 7-45-1	092-801-1011
5	久留米大学病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科	830-0011	久留米市旭町 67	0942-35-3311

《二次聴力検査機関》

	機関名	郵便番号	所在地	電話番号
1	聖マリア病院 耳鼻いんこう科	830-8543	久留米市津福本町 422	0942-35-3322
2	九州病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科	806-8501	北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1	093-641-5111
3	福岡大学筑紫病院 耳鼻いんこう科	818-8502	筑紫野市俗明院一丁目 1 番 1 号	092-921-1011
4	福岡徳洲会病院 耳鼻咽喉科	816-0864	春日市須玖北 4 丁目 5 番地	092-573-6622
5	産業医科大学病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科	807-8556	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1	093-603-1611
6	麻生飯塚病院 耳鼻咽喉科	820-8505	飯塚市芳雄町 3-83	0948-22-3800
7	北九州市立医療センター 耳鼻咽喉科	802-8561	北九州市小倉北区馬借 2-1-1	093-541-1831
8	古賀病院 21 耳鼻咽喉科	839-0801	久留米市宮ノ陣 3-3-8	0942-38-3333
9	フクヨ耳鼻咽喉科医院	819-1116	糸島市前原中央 2-13-25	092-324-1133
10	九州労災病院 耳鼻咽喉科	800-0296	北九州市小倉南区曾根北町 1-1	092-471-1121
11	浜の町病院 耳鼻咽喉科	810-8539	福岡市中央区長浜 3 丁目 3 番 1 号	092-721-0831
12	北九州総合病院 耳鼻咽喉・頭頸部外科	802-8517	北九州市小倉北区東城野町 1-1	093-921-0560

(4) 乳幼児聴覚支援センター

	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	福岡県 乳幼児聴覚支援センター	812-0016	福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番 30 号	092-402-2673

(5) 療育機関

	機関名	郵便番号	所在地	電話番号
1	北九州市立 総合療育センター	802- 0803	北九州市小倉南区春ヶ丘 10-4	093-922- 5596
2	福岡市立 心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	810- 0072	福岡市中央区長浜 1-2-8	092-721- 1611
3	小倉聴覚特別支援学校	802- 0061	北九州市小倉北区三郎丸 2-9-1	093-921- 3600
4	直方特別支援学校	822- 0007	直方市下境 410-2	0949-24- 5570
5	福岡聴覚特別支援学校	814- 0021	福岡市早良区荒江 3-2-1	092-821- 1212
6	久留米聴覚特別支援学校	839- 0852	久留米市高良内町 2935	0942-44- 2304

(6) その他関係機関（当事者団体等）

	団体名	郵便番号	所在地	電話番号
1	社会福祉法人 福岡県聴覚障害者協会	816- 0804	春日市原町3丁目1-7 クローバー プラザ3階	092-582- 2414
2	聴覚障がい教育支援 NPO 法人 言葉の森くるめ	830- 0037	久留米市諏訪野町 2546-3-1005	080-3941 -5468

(7) 市町村

※お住まいの市町村保健センター等へお問い合わせください

(8) 福岡県 (担当課)

新生児聴覚検査担当

保健医療介護部 健康増進課 母子保健係

TEL：092-643-3307

障がい福祉（補装具等）担当

福祉労働部 障がい福祉課 医療・給付係

TEL：092-643-3144

特別支援教育（聴覚障がい）担当

教育庁 教育振興部 特別支援教育課 指導班

TEL：092-643-3914

5 様式

- 別紙1
「お子さんの耳のきこえ（聴覚）の検査を受けましょう」

- 別紙2
「新生児聴覚検査 結果のお知らせ」

- 別紙3
「耳のきこえと言葉の発達のチェック」

- 様式1
「新生児聴覚検査結果等情報共有同意書」（保護者⇒新生児聴覚検査実施機関）

- 様式2
「産科医療機関・NICU 等の医師のみなさまへ」
（産科医療機関・NICU 等⇒乳幼児聴覚支援センター）

- 様式2’
「新生児聴覚検査要精密検査児連絡票」
（産科医療機関・NICU 等⇒乳幼児聴覚支援センター）

- 様式3
「精密検査機関受診報告書」（精密検査機関⇒乳幼児聴覚支援センター）

- 様式4
「精密検査結果報告書（ 回目）（精密検査機関⇒乳幼児聴覚支援センター）」

- 様式5
「療育方針報告書」（療育機関⇒乳幼児聴覚支援センター）

保護者の方へ

お子さんの耳のきこえ(聴覚)の 検査を受けましょう

この検査は、お子さんが自然に眠っている間に音をきかせて反応をみるものです。

10分ほどで安全に行える検査で、薬を使わず、お子さんは痛みもなく、副作用もありません。

検査結果は「パス」または「リファー(要再検)」のいずれかで、お産の入院中にわかります。



検査結果が「パス」のとき

現時点ではお子さんのきこえに心配はありません。

しかし、成長の過程で中耳炎やおたふくかぜなど、あとになって耳のきこえが悪くなる場合や、先天性の原因でもあとから難聴が出てくることもあります。今回の検査ではそういったものは発見することはできませんが、退院後に、ご家庭で言葉やお子さんの耳のきこえで心配なことがありましたら、耳鼻科受診や乳幼児健康診査等を利用して、遠慮なく医師や保健師にご相談ください。

検査結果が「リファー(要再検)」のとき

ただちに耳がきこえていないことを意味するものではありません。

生まれたばかりの赤ちゃんは、耳のきこえが正常でも耳の中に液体が残っていて、今回の検査で「パス」しないことがあります。また、検査の時に泣いたり、動きすぎたりしてうまく判定できないことがあります。

お子さんの本当の聴力の程度は、今後の検査やお子さんの観察によって明らかになっていきます。お子さんの体調がよろしいときに精密医療機関を必ず受診してください。

生まれてくる赤ちゃんの1,000人のうち、1~2人は、生まれつき耳がきこえていないことがあると言われています。その場合には、早く発見して、早くからコミュニケーションを取る練習をすることが、赤ちゃんの言葉の成長のためにはとても大切です。

検査は保護者等の同意に基づきますが、生まれてくる赤ちゃんのために受けていただくことをお勧めしています。



検査費用は産科の主治医等におたずねください。

検査結果は、主治医が母子健康手帳に貼付または記入します。

お住まいの市町村保健師から、検査の受診有無や結果をおたずねすることができます。

●●● 詳しくは、かかりつけの産科へおたずねください ●●●

再検査となったお子さんを フォローアップします

福岡県では、生まれつき耳がきこえていない可能性がある
お子さんを円滑に療育に繋げるため、様々な関係機関が
連携して支援する体制を整えています。



どんな支援をしてくれるの？

- 新生児聴覚検査(スクリーニング検査)の結果がリファー(再検査)となったお子さんが、精密検査機関を受診できるよう、支援します。(お住まいの市町村から、受診の有無や検査の結果をおたずねすることがあります。)
- 精密検査の結果、療育が必要となったお子さんが、速やかに療育を受けることができるよう、支援します。(お住まいの市町村や乳幼児聴覚支援センターから、受診の有無や検査の結果をおたずねすることがあります。)
- 保護者の方からの様々なご相談に対応します。

“福岡県 乳幼児聴覚支援センター”ってなあ〜に？

- 福岡県が設置する、県の新生児聴覚検査体制の中心となるセンターです。
- 支援が必要なお子さんの療育開始までのフォローアップを行うほか、専門の相談員がお子さんのきこえに不安をお持ちの保護者の皆様からのご相談にも応じています。

相談窓
口

福岡県 乳幼児聴覚支援センター

福岡市博多区博多駅南2丁目9-30



TEL 092-402-2673 FAX 092-415-3126

メールアドレス fmc.choukaku@fukuoka.med.or.jp

ホームページ <https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/fmc/service/nyuyouji-choukaku-shien-center.asp>

《開設時間》月・水・金曜日(年末年始・祝日を除く) 10:00~16:00

※来所相談については要予約です。



新生児聴覚検査 結果のお知らせ

- 今回の検査の結果では、お子さんの音に対するはっきりした反応をとらえることができませんでした。詳しい検査をお勧めします。
- このことが、ただちにきこえていないことを意味するものではありません。まだ耳の中に液体が残っていて、検査で反応が確かめられない場合があるためです。
- お子さんの本当のきこえの程度は、今後の検査やお子さんの観察によって明らかになっていきます。
- 詳しい診察ができる専門の精密医療機関をご紹介しますので、必ず受診しましょう。

わからないこと、不安なことがあれば、
医療機関スタッフや、福岡県乳幼児聴覚支援センターにどうぞご相談
ください。



福岡県乳幼児聴覚支援センター

- 福岡県が設置する、県の新生児聴覚検査体制の中心となるセンターです。
- 支援が必要なお子さんの療育開始までのフォローアップを行うほか、言語聴覚士等の専門職が、お子さんのきこえに不安をお持ちの皆様からのご相談に応じています。

《相談窓口》

福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

TEL：092-402-2673 FAX：092-415-3126

メールアドレス：fmc.choukaku@fukuoka.med.or.jp

ホームページ：

<https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/fmc/service/nyuyouji-choukaku-shien-center.asp>

開設時間：月、水、金（年末年始・祝日を除く）10：00～16：00



耳の聞こえと言葉の発達のチェック

参考: 新生児聴覚スクリーニングマニュアル(一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会より)

* お子さんの発達は個人差のあるものですが、参考にして見守っていきましょう *

【 0 か月頃 】

- 突然の音にビクツとする
- 突然の音にまぶたをぎゅっと閉じる
- 眠っているときに突然大きな音がするとまぶたが開く

【 1 か月頃 】

- 突然の音にビクツとして手足を伸ばす
- 眠っていて突然の音に目を覚ますか、または泣き出す
- 目が開いているときに急に大きな音がするとまぶたを閉じる
- 泣いているとき、または動いているとき声をかけると泣きやむか動作を止める
- 近くで声をかけると(またはガラガラを鳴らす)ゆっくり顔を向けることがある

【 2 か月頃 】

- 眠っていて急に鋭い音がすると、ビクツと手足を動かしたりまばたきをする
- 眠っていて子どもの騒ぐ声や、くしゃみ、時計の音、掃除機などの音に目を覚ます
- 話かけると、アーとかウーとか声を出して喜ぶ(またはニコニコする)

【 3 か月頃 】

- ラジオの音、テレビの音、コマーシャルなどに顔(または眼)を向けることがある
- 怒った声や優しい声、歌や音楽に不安げな表情をしたり喜んだり嫌がったりする

【 4 か月頃 】

- 日常のいろいろな音(玩具・テレビ・楽器・戸の開閉)に関心を示す(振り向く)
- 名を呼ぶとゆっくりではあるが顔を向ける
- 人の声(特にきき慣れた母の声)に振り向く
- 不意の音やきき慣れない音、珍しい音にははっきり顔を向ける

【 5 か月頃 】

- 耳元に目覚まし時計を近づけると、コチコチという音に振り向く
- 父母や人の声などよくきき分ける
- 突然の大きな音や声に、びっくりしてしがみついたり泣き出したりする

【 6 か月頃 】

- 話しかけたり歌をうたってあげるとじっと顔をみている
- 声をかけると意図的にさっと振り向く
- ラジオやテレビの音に敏感に振り向く

【 7か月頃 】

- 隣の部屋の物音や、外の動物の鳴き声などに振り向く
- 話しかけたり歌をうたってあげると、じっと口元を見つめ、時に声を出して応える
- テレビのコマーシャルや番組のテーマ音楽の変わり目にパッと振り向く
- 叱った声(メッ、コラなど)や近くでなる突然の音に驚く(または泣き出す)

【 8か月頃 】

- 動物のなき声をまねるとキャッキヤ言って喜ぶ
- きげんよく声を出しているとき、まねてあげると、またそれをまねて声を出す
- ダメッ、コラッなどというと、手を引っ込めたり泣き出したりする
- 耳元に小さな声(時計のコチコチ音)などを近づけると振り向く

【 9か月頃 】

- 外のいろいろな音(車の音、雨の音、飛行機の音など)に関心を示す
(音のほうにはってゆく、または見まわす)
- 「オイデ」「バイバイ」などの人のことば(身振りを入れずにことばだけで命じて) に応じて行動する
- となりの部屋で物音をたてたり、遠くから名を呼ぶとはってくる
- 音楽や、歌をうたってあげると、手足を動かして喜ぶ
- ちょっとした物音や、ちょっとでも変わった音がするとハッと向く

【 10 か月頃 】

- 「ママ」、「マンマ」または「ネンネ」など、人のことばをまねていう
- 気づかれぬようにして、そっと近づいて、ささやき声で名前を呼ぶと振り向く

【 11 か月頃 】

- 音楽のリズムに合わせて身体を動かす
- 「…チョウダイ」というと、そのものを手渡す
- 「…ドコ？」ときくと、そちらを見る

【 12 ~ 15か月頃 】

- となりの部屋で物音がすると、不思議がって、耳を傾けたり、あるいは合図して教える
- 簡単なことばによるいいつけや、要求に応じて行動する
- 目、耳、口、その他の身体部位をたずねると、指をさす

様式1 新生児聴覚検査結果等情報共有同意書

新生児聴覚検査結果等情報共有同意書

- 私は、
 - 子どもの新生児聴覚検査（スクリーニング検査）の結果がリファー（再検査）であったこと
 - 福岡県では、生まれつき耳が聞こえていない可能性がある子どもを円滑に療育に繋げるため、「産科医療機関・NICU 等」「精密検査機関（耳鼻咽喉科）」「療育機関」「福岡県乳幼児聴覚支援センター」「行政機関（市町村等）」の関係機関が連携して支援する体制を整備していること
について説明を受けました。
- 説明を理解した上で、子どものフォローアップのために、今後の検査（精密検査）等も含め、
 - ・子ども及び保護者の方のお名前
 - ・子どもの生年月日・性別・持病等
 - ・保護者の方の電話番号・住所
 - ・検査・診断の結果
 - ・方針（紹介先含む）の情報を、必要な範囲で、産科医療機関・NICU 等、精密検査機関（耳鼻咽喉科）、療育機関、福岡県乳幼児聴覚支援センター、行政（市町村・県）間で情報共有することに

同意します。 同意しません。

申し込み年月日	年 月 日
<small>ふりがな</small> 保護者のお名前	
<small>ふりがな</small> お子さんのお名前 (決まっていたら)	
住 所	
電話番号	
里帰り先住所 (該当者のみ)	
里帰り先電話番号	

※（精密検査機関控）（療育機関控）は紹介状等と同封し、保護者を通じて精密検査機関に渡します。

様式1 新生児聴覚検査結果等情報共有同意書

新生児聴覚検査結果等情報共有同意書

- 私は、
 - 子どもの新生児聴覚検査（スクリーニング検査）の結果がリファー（再検査）であったこと
 - 福岡県では、生まれつき耳が聞こえていない可能性がある子どもを円滑に療育に繋げるため、「産科医療機関・NICU等」「精密検査機関（耳鼻咽喉科）」「療育機関」「福岡県乳幼児聴覚支援センター」「行政機関（市町村等）」の関係機関が連携して支援する体制を整備していること
について説明を受けました。
- 説明を理解した上で、子どものフォローアップのために、今後の検査（精密検査）等も含め、
 - ・子ども及び保護者の方のお名前
 - ・子どもの生年月日・性別・持病等
 - ・保護者の方の電話番号・住所
 - ・検査・診断の結果
 - ・方針（紹介先含む）の情報を、必要な範囲で、産科医療機関・NICU等、精密検査機関（耳鼻咽喉科）、療育機関、福岡県乳幼児聴覚支援センター、行政（市町村・県）間で情報共有することに

同意します。 同意しません。

申し込み年月日	年 月 日
<small>ふりがな</small> 保護者のお名前	
<small>ふりがな</small> お子さんのお名前 (決まっていたら)	
住 所	
電話番号	
里帰り先住所 (該当者のみ)	
里帰り先電話番号	

様式1 新生児聴覚検査結果等情報共有同意書

新生児聴覚検査結果等情報共有同意書

- 私は、
 - 子どもの新生児聴覚検査（スクリーニング検査）の結果がリファー（再検査）であったこと
 - 福岡県では、生まれつき耳が聞こえていない可能性がある子どもを円滑に療育に繋げるため、「産科医療機関・NICU等」「精密検査機関（耳鼻咽喉科）」「療育機関」「福岡県乳幼児聴覚支援センター」「行政機関（市町村等）」の関係機関が連携して支援する体制を整備していること
について説明を受けました。
- 説明を理解した上で、子どものフォローアップのために、今後の検査（精密検査）等も含め、
 - ・子ども及び保護者の方のお名前
 - ・子どもの生年月日・性別・持病等
 - ・保護者の方の電話番号・住所
 - ・検査・診断の結果
 - ・方針（紹介先含む）の情報を、必要な範囲で、産科医療機関・NICU等、精密検査機関（耳鼻咽喉科）、療育機関、福岡県乳幼児聴覚支援センター、行政（市町村・県）間で情報共有することに

同意します。 同意しません。

申し込み年月日	年 月 日
<small>ふりがな</small> 保護者のお名前	
<small>ふりがな</small> お子さんのお名前 (決まっていたら)	
住 所	
電話番号	
里帰り先住所 (該当者のみ)	
里帰り先電話番号	

様式1 新生児聴覚検査結果等情報共有同意書

新生児聴覚検査結果等情報共有同意書

- 私は、
 - 子どもの新生児聴覚検査（スクリーニング検査）の結果がリファー（再検査）であったこと
 - 福岡県では、生まれつき耳が聞こえていない可能性がある子どもを円滑に療育に繋げるため、「産科医療機関・NICU等」「精密検査機関（耳鼻咽喉科）」「療育機関」「福岡県乳幼児聴覚支援センター」「行政機関（市町村等）」の関係機関が連携して支援する体制を整備していることについて説明を受けました。
- 説明を理解した上で、子どものフォローアップのために、今後の検査（精密検査）等も含め、
 - ・子ども及び保護者の方のお名前
 - ・保護者の方の電話番号・住所
 - ・方針（紹介先含む）
 - ・子どもの生年月日・性別・持病等
 - ・検査・診断の結果の情報を、必要な範囲で、産科医療機関・NICU等、精密検査機関（耳鼻咽喉科）、療育機関、福岡県乳幼児聴覚支援センター、行政（市町村・県）間で情報共有することに

同意します。 同意しません。

申し込み年月日	年 月 日
<small>ふりがな</small> 保護者のお名前	
<small>ふりがな</small> お子さんのお名前 (決まっていたら)	
住 所	
電話番号	
里帰り先住所 (該当者のみ)	
里帰り先電話番号	

産科医療機関・NICU等の医師のみなさまへ

新生児聴覚スクリーニング検査の結果、要精密検査となった児について、県（福岡県乳幼児聴覚支援センター）への報告にご協力くださいますようお願い申し上げます。

報告いただく内容は、下記のとおりですので、内容が確認できる既存資料（検査結果、退院サマリー、診療情報提供書等）の写し、若しくは別添様式2'を、事前に配付しております料金受取人払用封筒にて、送付くださいますようお願いいたします。

□ 報告いただく内容のチェックリスト

1 要精密検査児の基本情報

① 児の情報

氏名（ふりがな） 性別 生年月日 基礎疾患等

② 保護者の情報

氏名（ふりがな） 続柄 住所 連絡先（電話番号）

情報共有の同意確認の記載（例：「同意あり」）

2 検査情報

検査年月日

検査結果（右：パス・要再検、左：パス・要再検 等）

※ 差し支えなければ、検査機器から出力された結果のコピーを同封してください。

検査機器の種類

3 貴院情報

医療機関名 住所 電話番号 担当医師名

4 紹介先

精密検査機関名

(医療機関→福岡県乳幼児聴覚支援センター)

新生児聴覚検査要精密検査児連絡票

年 月 日

福岡県乳幼児聴覚支援センター 御中

医療機関名
担当者名
記入者名
T E L下記の者について、検査の結果、精密検査が必要と認められたため、報告します。
つきましては、対象児のフォロー、状況把握等につきましてよろしくお願ひします。

記

- 1 要精密検査児 (ふりがな)
氏 名 (性別：男 女)
生年月日 年 月 日
基礎疾患等
- 2 要精密検査児の保護者 (ふりがな)
氏 名 (続柄) 母 父 その他
住 所
電話番号
- 情報共有の同意確認 同意あり ← (同意ありの場合 をつける)
- 3 確認検査結果 検査年月日 年 月 日
右 耳 パ ス 再検査
左 耳 パ ス 再検査
- 4 使用検査機器 自動 ABR OAE (機器名：.....)
- 5 精密検査機関名 (紹介先)

結果等の写しは、裏面に貼付してください



検査結果の写し等は、ここに貼付してください。

精密検査機関受診報告書

福岡県乳幼児聴覚支援センター 御中

報告年月日 年 月 日

要精密 検査児	(ふりがな)				
	氏 名				
	生年月日	年	月	日生	性別
要精密児の 保護者	(ふりがな)				
	氏 名				
住 所					
電話番号					
情報共有の同意確認	同意あり	<input type="checkbox"/>	← (同意ありの場合 <input checked="" type="checkbox"/> をつける)		

記

上記の方が、受診されたことを報告します。

受診年月日 年 月 日

精密検査 (予定) 年月日 年 月 日

医療機関名 :	
医 師 名 :	
T E L :	

(精密検査機関→福岡県乳幼児聴覚支援センター)

年 月 日

精密検査結果報告書 (回目)

福岡県乳幼児聴覚支援センター 御中

(精密検査機関)
住 所
医療機関名
担 当 者
T E L
精密検査責任者

新生児聴覚スクリーニング検査医療機関から紹介のあった下記の児の精密検査の結果について、次のとおり報告します。

記

(ふりがな)
新生児の氏名 (男・女) (年 月 日生れ)
(ふりがな)
保護者の氏名
住所
紹介元スクリーニング機関
情報共有の同意確認	同意あり <input type="checkbox"/> (ありの場合は <input checked="" type="checkbox"/> をつける)

1 精密検査結果

(1) 耳鼻咽喉学的診察所見 (年 月 日)

(2) ABR 閾値

ABR 閾値判定用波形等については、コピーを裏面に貼付するか、同封して下さいますようお願いいたします。

(3) その他の検査及び所見 _____

2 臨床診断 (精密検査結果を総合し、確定・未確定のいずれかを選択の上、を記入)

確定	右耳：□正常 □軽度難聴 □中等度難聴 □高度難聴 □重度難聴
	左耳：□正常 □軽度難聴 □中等度難聴 □高度難聴 □重度難聴
未確定 (疑い)	右耳：□軽度難聴疑い □中等度難聴疑い □高度難聴疑い □重度難聴疑い
	左耳：□軽度難聴疑い □中等度難聴疑い □高度難聴疑い □重度難聴疑い

(特記事項) _____

3 方針

- 経過観察 終了 (正常)
 他院 (医療機関名 _____) へ紹介
 外来継続 (療育なし) 次回受診： 年 月 日 (頃)
 外来継続 (療育あり) 次回受診： 年 月 日 (頃)
 療育機関 (療育機関名 _____) へ紹介
 その他 (_____)

検査結果の写し等は、ここに貼付してください。

療育方針報告書

福岡県乳幼児聴覚支援センター 御中

報告年月日 年 月 日

要精密 検査児	(ふりがな)				
	氏 名				
	生年月日	年	月	日生	性 別
要精密児の 保護者	(ふりがな)				
	氏 名				
住 所					
電話番号					
情報共有の同意確認	同意あり	<input type="checkbox"/>	← (同意ありの場合 <input checked="" type="checkbox"/> をつける)		

記

上記の方が、来所されたことを報告します。

来所年月日：

療育方針：

療育機関名：

担当者名：

所在地：

連絡先：

福岡県新生児聴覚検査体制整備検討会議委員

令和4年8月

	所 属	役職	氏名
	公益社団法人福岡県医師会	常任理事	稲光 毅
	公益社団法人福岡県医師会	理事	濱口 欣也
	福岡県産婦人科医会	常任理事	天ヶ瀬 寛信
	福岡県小児科医会	会長	下村 国寿
	福岡県耳鼻咽喉科専門医会	会長	村塚 幸穂
	一般社団法人福岡県助産師会	会長	佐藤 香代
◎	九州大学大学院医学研究院耳鼻咽喉科学教室	教授	中川 尚志
	福岡県立福岡聴覚特別支援学校	教諭	小大塚 美音
	春日市福祉支援部子育て支援課	課長	武末 克枝
	大任町住民課	課長	杉原 博文
	福岡県保健所長会 (福岡県南筑後保健福祉環境事務所)	代表 (保健監)	唐木 敦子
	社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会	事務局長	太田 陽介
	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校PTA	会長	関 亜澄

◎会長

事務局

福岡県保健医療介護部健康増進課
福岡県福祉労働部障がい福祉課
福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課

発行：令和3年8月
改訂：令和5年3月
発行者：福岡県保健医療介護部健康増進課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話：092-643-3307